

○長崎大学における内部統制に関する規則

平成27年3月27日

規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学業務方法書に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）における内部統制システムの整備及びその体制に基づくモニタリングに関し必要な事項を定めることにより、業務の有効性及び効率性の向上、業務に関わる法令等の遵守、資産の保全並びに財務報告等の信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部統制 本学の中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、本学のミッションを有効かつ効率的に果たすため、学長が本学の組織内に整備し、及び運用する仕組みをいう。
- (2) 内部統制システム 本学の役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人法（平成15年法律第112号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制をいう。
- (3) 部局等 国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第31条の2から第31条の6までに規定する本部等、同基本規則第33条から第35条まで及び第38条から第40条の4までに規定する教育研究組織、同基本規則第46条に規定する学域並びに事務局をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、本学の役員（監事を除く。）及び職員（以下「役職員」という。）に適用する。

(内部統制最高管理責任者)

第4条 本学に、内部統制最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、本学全体を総括し、内部統制システムの整備及び運用について最終責任を負う。

(内部統制総括管理責任者)

第5条 本学に、内部統制総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）を置き、

学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 総括管理責任者は、本学における内部統制システムの整備及び運用に関する業務を総括する。

(内部統制統括責任者)

第6条 本学に、内部統制統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、理事及び副学長をもって充てる。

- 2 統括責任者は、所掌する職務における内部統制システムの整備及び運用について統括する。

(内部統制推進責任者)

第7条 部局等に、内部統制推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、部局等の長をもって充てる。

- 2 推進責任者は、部局等における内部統制システムの整備及び運用を推進する。

(内部統制推進部門)

第8条 本学に、内部統制推進部門を置き、部局等の事務部をもって充てる。

(職員の責務)

第9条 職員は、本学の目的、ミッション等の実現のため、自らの業務の位置付け及びその重要性を認識するとともに、法令、学内規則等を遵守し、自己点検、相互牽制、承認手続等の内部統制活動に積極的に関与するものとする。

(内部統制委員会)

第10条 本学に、内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、本学における内部統制システムを整備し、継続的に見直しを行う。
- 3 委員会は、総括管理責任者及び統括責任者から、所掌する職務に関する内部統制システムの運用状況について定期的に報告を受け、必要な改善策等について審議する。
- 4 委員会は、必要に応じ、前項の審議に係る事項について役員会又は教育研究評議会に付議するものとする。

(委員会の組織)

第11条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 総括管理責任者
- (3) 統括責任者
- (4) その他学長が必要と認めた者

- 2 前項第4号の委員は、学長が任命する。
- 3 監事は、オブザーバーとして委員会に出席するものとする。
- 4 委員会に委員長を置き、最高管理責任者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員会に副委員長を置き、総括管理責任者をもって充てる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 8 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(モニタリング)

第12条 本学の内部統制が有効に機能していることを監視し、及び継続的に評価するため、次に掲げるモニタリングを行う。

(1) 日常的モニタリング

(2) 独立的評価

- 2 日常的モニタリングは、各業務における役職員の自己点検、相互牽制、承認手続等により行う。
- 3 独立的評価は、長崎大学監事監査規則（平成16年規則第7号）に基づき監事が行う監査及び長崎大学内部監査規程（平成18年規程第15号）に基づき監査室が行う内部監査により行う。
- 4 最高管理責任者、総括管理責任者、統括責任者及び推進責任者は、モニタリングの結果を業務に適切に反映させ、内部統制システムの継続的な見直しを図るものとする。

(事務)

第13条 内部統制システムの総括及び連絡調整並びに委員会に関する事務は、関係各課の協力を得て、総務企画部総務課において処理する。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、内部統制システムに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月30日規則第44号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日規則第18号）抄

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月10日規則第13号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。